

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

岡山市土地利用審査会条例（平成20年市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条第3項を次のように改める。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員総数の過半数をもって決する。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による国土利用計画法の一部改正に伴い、岡山市土地利用審査会の組織及び

運営について定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表危機管理室の項の次に次のように加える。

市長公室

- (1) 市政に関連する情報の収集，調査，調整等による市長の補佐
- (2) 市政に対する意見等の積極的な収集と分かりやすい情報の提供

第3条の表政策局の項中第4号及び第5号を削り，第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市民の視点に立った行政評価による行財政改革の推進

第3条の表行政改革推進室の項及び安全・安心ネットワーク推進室の項を削り，同表総務局の項中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市民満足度を高め，経営感覚で行動でき，働きがいのある組織・体制づくり

第3条の表市民局の項中「市民局」を「市民生活局」に改め，第3号から第5号までを削り，同項の次に次のように加える。

市民協働局

- (1) 市民との協働による豊かで活力ある地域づくり
- (2) 市民の高い意識に支えられた安全と安心の地域づくり
- (3) ESD活動とESDに関する交流・連携の推進
- (4) 男女があらゆる分野に共に参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現
- (5) 新たな視点の国際交流・協力の推進と外国人に開かれた住み良いまちづくり
- (6) 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることにより、あらゆる差別を許さない明るい社会の実現

第3条の表都市整備局の項第3号中「，河川」を削り，同表下水道局の項中「下水道局」を「下水道河川局」に改め，同項第1号中「雨水処理」の次に「，河川整備」を加える。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

提案理由

効率的，効果的な行政システムを実現するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市地域活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地域活性化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域活性化センター条例の一部を改正する条例

岡山市地域活性化センター条例（平成18年市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市田地子構造改善センターの項及び岡山市富沢生活改善センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市田地子構造改善センター及び岡山市富沢生活改善センターを廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市行政手続条例の一部を改正する条例

岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 届出（第35条）」を 「第5章 処分等の求め（第35条）」に改め
第6章 届出（第36条）」

る。

第1条中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

第3条中「第4章」を「第5章」に改める。

第32条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第33条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

第34条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第35条を第36条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第35条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する

市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(岡山市市税条例の一部改正)

2 岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

提案理由

行政手続法の改正の趣旨にのっとり、同法で新たに規定された行政指導をする際の許認可等の権限の根拠等の明示並びに行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続を追加する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市瀬戸町健康福祉の館条例（平成18年市条例第108号）の項の次に次のように加える。

岡山市障害者生活支援センター条例（平成18年市条例第113号）

別表に次のように加える。

岡山市たけべ八幡温泉条例（平成26年市条例第58号）

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表岡山市瀬戸町健康福祉の館条例（平成18年市条例第108号）の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市障害者生活支援センター条例及び岡山市たけべ八幡温泉条例を適用の対象に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例)

第1条 岡山市個人情報保護条例(平成12年市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。

第6条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条及び第20条において同じ。)」を加える。

第9条第1項中「の利用(以下「目的外利用」という。)を」を「を利用」に改め、同項第2号及び第3号中「目的外利用」を「目的外に利用」に改め、同条第2項中「の提供(以下「外部提供」という。)を」を「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を提供」に改め、同項第2号及び第3号中「外部提供を」を「外部に提供」に改め、同条第3項中「目的外」及び「外部」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の外部提供の規制)

第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関を超えて保有特定個人情報を提供してはならない。

第13条中「目的外利用又は外部提供」を「目的外の利用又は外部への提供」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条の2 実施機関は、保有個人情報の記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第24条及び第24条の2中「第2条第5号ア」を「第2条第7号ア」に改める。

第2条 岡山市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「保有個人情報の」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の」に改め、同条第2項中「（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の目的外利用の規制)

第9条の2 実施機関は、登録業務の目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を当該実施機関自ら利用することができる。

第11条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下第25条及び第27条を除き同じ。）」を加え、同条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を、「以下」の次に「これらを」を加える。

第12条第2項を次のように改める。

2 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当

すると認めるときは、当該保有個人情報の記録の削除を請求することができる。

- (1) 第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたとき。
- (2) 第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第1項第5号において同じ。）に記録されているとき。

第12条第3項中「本人」を「，本人」に改める。

第13条を次のように改める。

（目的外利用等の中止の請求）

第13条 何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報の目的外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。

- (1) 第6条の規定による保管等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己に係る個人情報が収集されたとき。
- (2) 第9条第1項又は第9条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 第9条第2項又は第9条の3の規定に違反して提供されているとき。
- (4) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

2 前項の規定にかかわらず、特別利害関係人は、本人に代わって目的外利用等の中止の請求をすることができる。

第14条第1項中「若しくはその法定代理人」を削る。

第22条第1項中「訂正等」の次に「（保有特定個人情報の開示を除く。）」を加える。

第3条 岡山市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第12条第2項中「係る保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項及び次条において同じ。）」を加える。

第14条第1項中「中止（」の次に「情報提供等記録にあつては、開示又は訂正に限る。」を加える。

第16条の2中「提供先」の次に「（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））」を加える。

第24条及び第24条の2中「第2条第7号ア」を「第2条第8号ア」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第3条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

提案理由

本市が保有する特定個人情報について、番号法の趣旨にのっとった適正な取扱いを確保するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

岡山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年市条例第23号）の一
部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の
次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項に職員の休業の状況を加えるため、
本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

岡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（岡山市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

2 岡山市スポーツ推進審議会条例（昭和37年市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第2項及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（岡山市民プール条例の一部改正）

3 岡山市民プール条例（平成17年市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条中「岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会に」を「市長に」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第8条第1項及び第2項、第9条、第11条第1項、第12条第2項並びに第15条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会は」を「市長は」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第17条及び第18条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1項第1号の表備考2中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号の表備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

(岡山市社会体育施設条例の一部改正)

4 岡山市社会体育施設条例(平成7年市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「岡山市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第3号中「委員会」を「市長」に改める。

第2条の3第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「委員会に」を「市長に」に改める。

第2条の3第2項、第3項及び第4項中「委員会」を「市長」に改める。

第2条の4中「委員会」を「市長」に改める。

第2条の5中「委員会に」を「市長に」に改め、同条第4号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第3条第1項中「岡山市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第4条、第6条第1号、第7条第1項、第8条の2第2項、第11条、第11条の2、第12条第1項、第13条及び第14条中「委員会」を「市長」に改める。

(経過措置)

5 この条例の施行前にこの条例による改正前の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の規定に基づきなされた処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の岡山市スポーツ推進審議会条例，岡山市民プール条例及び岡山市社会体育施設条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき，スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し，及び執行するため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第46条第12項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法

附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第12項の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い，在学し，若しくは在籍する保育所，学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園，小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め，「応じ，」の次に「助言その他の」を加える。

第60条の2を次のように改める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第60条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指

定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第58条(第23条第2項,第3項,第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第80条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))

にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第80条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号又は第197条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第80条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第193条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害

児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第72条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第75条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第77条中「第34条から第36条まで、第38条から第45条まで」を「第34条から第45条まで」に、「第52条から第54条まで及び第69条」を「及び第52条から第54条まで」に、「第77条において準用する第69条」を「第77条において準用する第37条」に改め、「第69条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第79条の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第79条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第80条中「第34条から第36条まで、第38条から第45条まで」を「第34条から第45条まで」に、「第69条、第71条、第75条」を「第71条」に、「第80条において準用する第69条」を「第80条において準用する第37条」に改める。

第89条第1項中「第72条第1項から第3項まで」を「第72条第1項、第2項及び

第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第72条第4項」を「第72条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第97条を次のように改める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第83条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111

1条第1号において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準

該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第88条第2項第1号又は第197条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第80条において準用する指定通所支援基準条例第60条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第193条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第111条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅

介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第84条第5項」の次に「又は第193条第6項」を加え、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「9人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加え、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第88条第2項第2号ウ」の次に「又は第197条第2項第2号ウ」を加える。

附則第3条を次のように改める。

（地域移行支援型ホームの特例）

第3条 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第200条第1項（第203条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

(1) 岡山県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において、法第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において定める岡山県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない岡山県又は区域内において事業を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等については、第200条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

附則第3条の次に次の1条を加える。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第3条の2 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下

「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

附則第4条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改める。

附則第5条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「地域移行型ホーム以外」を「地域移行支援型ホーム以外」に改める。

附則第6条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、「入所施設又は」を削る。

附則第7条の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同条中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、「報告し、」の次に「地域移行推進協議会から」を加え、同条に次の1項を加える。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附則第14条第1項及び第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第4条に規定する地域移行型ホーム事業者については、この条例による改正後の岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第3条から

第7条までの規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）」を「（当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1

項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）」に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準」を「市長の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第7条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第5条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準」を「市長の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第13条中「平成26年市条例第31号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第43条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市長が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準」を「市長の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第45条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第43条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備

に関する基準」を「市長の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第49条第3項中「（指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項）を「（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第49条第1項）」に改める。

第65条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第66条第5項中「第193条第1項」を「第193条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定複合型サービスをいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第82条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第87条第1項に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第143条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第88条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第139条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び

通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第143条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第101条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第102条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第9項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準」を「市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第104条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第102条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第101条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準」を「市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第113条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第113条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第104条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第114条第2項第7号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第115条中「第34条から第41条まで」を「第34条から第39条まで、第41条」に改める。

第117条第1項中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第121条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第132条第2項第7号中「第40条第2項」を「第113条の2第2項」に改める。

第133条中「第34条から第41条まで」を「第34条から第39条まで、第41条」に、「第110条から第113条まで」を「第110条から第113条の2まで」に、「療養通所介護従業者」と読み替える」を「療養通所介護従業者」と、第113条の2第4項中「第104条第4項」とあるのは「第121条第4項」と読み替える」に改める。

第134条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準

条例第115条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。」を「法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市長が定めるものに限る。」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第8項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準」を「市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第136条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第134条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準」を「市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準」に改める。

第137条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に、「同項第4号から第7号まで」を「同項第4号から第6号まで」に改め、「第137条」との次に「、同項第7号中「前条第2項」とあるのは「第137条において準用する第113条の2第2項」と」を加える。

第138条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第142条第1項に次の1号を加える。

- (6) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第143条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーシ

ョン計画を作成した場合については、第88条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第167条に次の1項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第184条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第190条中「「看護職員」と」の次に「第167条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第193条第1項第4号ア中「平方メートル」の次に「以上」を加える。

第219条第3項を削る。

第220条第2項第2号ア中「利用者」の次に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1」を削る。

第225条を次のように改める。

第225条 削除

第238条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1

号ずつ繰り上げる。

第249条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第250条中「第224条から第229条まで」を「第224条、第226条から第229条まで」に改める。

第260条の見出しを「（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第2項及び第5項、第7条第2項、第43条第3項並びに第45条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しく

はこれに相当するサービスについては，旧指定居宅サービス等基準条例第102条第1項第3号及び第9項，第104条第4項，第134条第1項第3号及び第8項並びに第136条第4項の規定は，なおその効力を有する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第85条第3項，第86条，第193条第10項，第194条第2項及び第195条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に，「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に，「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第6条第2項中「又は岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り，同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え，「併設されている」を「ある」に改め，同項第5号中「第84条第6項第1号」を「第84条第6項」に改め，同項

第6号中「第84条第6項第2号」を「第84条第6項」に改め、同項第7号中「第84条第6項第3号」を「第84条第6項」に改め、同条第12項中「指定居宅サービス等基準条例第60条第1項第1号ア」を「指定居宅サービス等基準条例第66条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第62条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第65条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第67条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第80条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第80条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第81条第2項第7号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第82条中「、第41条」を削る。

第84条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第84条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内の」を「，同一敷地内の」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え，同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め，同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，」を加え，同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第93条第2項中「行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第115条第1項に次のただし書を加える。

ただし，指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は，一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第123条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第137条を次のように改める。

第137条 削除

第150条第2項中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第11号までを1

号ずつ繰り上げる。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第178条第2項に次の1号を加える。

(9) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第182条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規

模多機能型居宅介護」という。)に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第194条第2項中「指定複合型サービス事業所の管理者」を「前項の管理者」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第197条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行

い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第202条第1項及び第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービスについて」を「看護小規模多機能型居宅介護について」に、「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例の規定による改正前の岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは

これに相当するサービスについては、旧地域密着型サービス基準条例第153条第13項の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地域ケア会議」を「法第115条の48第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」という。）」に改める。

第12条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第16条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、地域ケア会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改め、同項第3号中「第16条第13号」を「第16条第14号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項及び第7項中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第46条第4項第2号ただし書を削る。

附則第8条中「供することをいう。」の次に「次条及び附則第10条において同じ。」を加える。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービ
ス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成24年市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし，第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず，常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し，かつ，
サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所にお
いて，サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては，当該
介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，利用者の数が50
又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第101条中第4項を第5項とし，第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し，
夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には，

当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護の事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第108条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第108条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第109条第2項第7号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第110条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第118条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に、「同項第4号から第7号まで」を「同項第4号から第6号まで」に改め、「第118条」との次に「、同項第7号中「前条第2項」とあるのは「第118条において準用する前条第2項」と」を加える。

第2条 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

	第3節	設備に関する基準（第7条）	
目次中	第4節	運営に関する基準（第8条―第39条）	
	第5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条―第42条）	
	第6節	基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条―第47条）	」

を「第2章 削除」に、「第52条」を「第51条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条―第110条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第111条―第114条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第115条―第118条）」

を「第7章 削除」に、「第122条」を「第121条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第4条から第47条まで 削除

第49条第3項中「指定居宅サービス等基準条例」を「岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）」に改める。

第3章第4節中第52条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明

を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事

項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者（法第8条の2第18項に規定する介護予防支援を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮

して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第51条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第51条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第51条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第51条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第51条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第51条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第51条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、

提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第52条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第55条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業

者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第55条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第55条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第56条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「次条において準用する第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「次条において準用する第29条第1項」を「第55条の2第1項」に改め、同項第5号中「次条において準用する第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「次条において準用する第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第62条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第63条中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）及び第36条から第38条まで並びに」を削り、「第52条第1項及び」を「第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護

員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第8条第1項及び第31条中「第27条」を「第51条の2及び第55条の4中「第55条」」に、「第19条第1項中」を「第51条の13第1項中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」を「第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」」に改め、「第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、」を削り、「第52条第2項中」を「第52条の2中」に改め、「、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と」を削る。

第75条第2項第4号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第6号中「第29条第1項」を「第55条の2第1項」に改め、同項第7号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第8号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第76条中「第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条」を「第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に改め、「及び第5節」と」の次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第85条第2項第2号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第29条第1項」を「第55条の2第1項」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8

第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第86条中「第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に改め、「及び第5節」との次に「、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第88条第1号中「又は」を「若しくは」に、「、サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。））」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第120条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性の取れた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第12

9条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

第94条第2項第1号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第3号中「第29条第1項」を「第55条の2第1項」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改める。

第95条中「第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に、「第18条中」を「第51条の12中」に改め、「及び第5節」との次に「第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第98条から第118条まで 削除

第8章第4節中第122条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、基準省令第118条の2第4項に規定する平成17年厚生労働省告示第419号により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第121条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第124条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第124条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリ

ーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

(定員の遵守)

第124条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第124条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者等の安

全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

第126条第2項第3号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項第7号中「次条において準用する第105条第1項」を「第124条の2第1項」に改め、同項第8号中「次条において準用する第102条」を「第121条の2」に改める。

第127条中「第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第102条及び第105条から第107条まで」を「第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第31条中「第27条」」を「第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」」に、「第13条中」を「第51条の7中」に改め、「第105条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第129条第1号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置か

れている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第88条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

第136条第1項第2号ア及びイ中「第107条」を「第124条の4」に改める。

第137条第2項中「第8条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第143条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第143条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第143条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第145条第2項第3号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条

の10第2項」に改め、同項第7号中「第105条第1項」を「第124条の2第1項」に改める。

第146条中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第105条、第107条及び第108条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第124条の2及び第124条の4」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第105条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」」を「第124条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第157条第1項第2号ア及びイ中「第107条」を「第124条の4」に改める。

第163条中「第141条」の次に「、第143条の2」を加え、「第105条」を「第124条の2」に改める。

第169条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第170条第5項、第173条第1項及び第174条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第175条中「第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第24条、第31条から第34条まで、第35条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8」に、「第36条から第38条まで、第54条、第105条、第107条、第108条」を「第55条の9から第55条の11まで、第124条の2、第124条の4」に、「第19条第1項中」を「第51条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条

中」を「第52条の2中」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第105条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」」を「第124条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改め、「前項」と」の次に「、第143条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第184条第2項第3号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項第7号中「第105条第1項」を「第124条の2第1項」に改める。

第185条中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第105条、第107条」を「第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第124条の2、第124条の4」に、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第105条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」」を「第124条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第195条第2項中「第207条第1項」を「第207条」に改める。

第200条中「第105条の」を「第124条の2の」に、「第105条第1項」を「第124条の2第1項」に改める。

第206条第3項を削る。

第207条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1

項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第210条第4項中「第8条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第212条を次のように改める。

第212条 削除

第220条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第221条中「第11条、第12条、第21条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第107条及び第108条」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第124条の4及び第143条の2」に改め、「、第31条中「第27条」とあるのは「第216条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を削り、「第53条中」を「第53条及び第55条の4中」に改め、「「介護予防特定施設従業者」と」の次に「、同条中「第55条」とあるのは「第216条」と」を加える。

第229条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第234条第4項中「第8条第2項から第6項まで」を「第51条の2第2項から第6項まで」に改める。

第236条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定

訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第237条第2項第3号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第238条中「第11条、第12条、第21条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第107条、第108条、第211条から第215条まで」を「第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第124条の4、第143条の2、第211条、第213条から第215条まで」に改め、「この場合において」の次に「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を加え、「第31条中「第27条」」を「第55条の4中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第32条第1項及び第2項」を「第55条の5第1項及び第2項」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第247条の見出しを「（適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第251条第2項第3号中「第19条第2項」を「第51条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項第7号中「第105条第1項」を「第124条の2第1項」に改める。

第252条中「第8条から第19条まで、第21条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第105条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第124条の2第1項及び第2項」に、「第8条第1項中「第27条」」を「第51条の2中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条中」を「第51条の4中」に、「第14条第2項中」を「第51条の8第2項中」に、「第18条中「訪問介護員等」」を「第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に、「第19条第1項中」を「第51条の13第1項中」に、「第21条中」を「第52条の2中」に、「第105条第2項中」を「第124条の2第2項中」に改める。

第255条の見出しを「（介護予防福祉用具貸与計画の作成）」に改める。

第257条中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第24条、第32条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第54条並びに第105条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで並びに第124条の2第1項及び第2項」に、「第8条第1項中「第27条」」を「第51条の2中「第55条」」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条中」

を「第51条の4中」に、「第14条第2項中」を「第51条の8第2項中」に、「第18条中「訪問介護員等」」を「第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に、「第19条第1項中」を「第51条の13第1項中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条中」を「第52条の2中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第105条第2項中」を「第124条の2第2項中」に改める。

第265条第2項第4号中「第24条」を「第52条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第55条の8第2項」に改め、同条第6号中「第37条第2項」を「第55条の10第2項」に改め、同項第7号中「第105条第1項」を「第124条の2第1項」に改める。

第266条中「第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第105条第1項及び第2項」を「第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第124条の2第1項及び第2項」に、「第8条第1項中「第27条」」を「第51条の2第1項中「第55条」」に、「「訪問介護員等」を「「介護予防訪問入浴介護従業者」」に、「第10条中」を「第51条の4中」に、「第14条第2項中」を「第51条の8第2項中」に、「第18条中「訪問介護員等」」を「第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」」に、「第105条第2項中」を「第124条の2第2項中」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サ

サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、第2条の規定による改正前の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第4条から第47条までの規定は、なおその効力を有する。

第3条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に	当該第1号訪問事業

	規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業
第5条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する	市長の定める当該第1号訪問事業の
第7条第2項	指定訪問介護事業者	第5条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する	市長の定める当該第1号訪問事業の

2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第43条第3項及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）
---------	---	--

	同項及び同条第2項に規定する	市長の定める当該第1号訪問事業の
第45条第2項	基準該当訪問介護の事業	第43条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する	市長の定める当該第1号訪問事業の

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧介護予防サービス等基準条例第8条から第14条まで（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第15条（第110条において準用する場合に限る。）、第16条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第17条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第19条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第21条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第24条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第25条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第4項まで（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第110条において準用する場合に限る。）、第36条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第38条（第110条及び第118条において準用する場合に限る。）、第98条から第118条まで、第169条、第170条第5項、第173条第1項及び第174条の規定は、なおその効力を有する。

第5条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第9項並びに第101条第5項の規定は、旧指定介護予

防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第99条第1項第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第102条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第101条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第99条第9項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第8項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の
第101条第5項	指定通所介護事業者	第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業

	指定居宅サービス等基準条例第104条第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の
--	-----------------------------------	------------------

2 前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第115条第1項第3号及び第8項並びに第117条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第115条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第134条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第115条第8項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第7項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の
第117条第4項	基準該当通所介護の事業	第115条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3項までに規定する	市長の定める当該第1号通所事業の

第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条

の規定による改正後の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第236条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。」とする。

2 新介護予防サービス等基準条例第236条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合において、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し，夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には，当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第45条第6項第2号」及び「第45条第6項第3号」を「第45条

第6項」に改める。

第9条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め，「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え，同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に，「当該各号」を「同表の中欄」に改め，「ときは，」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え，同項各号を削り，同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に，「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め，同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に，

「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内の」を「，同一敷地内の」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「，第32条から第37条まで，第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条，第38条（第4項を除く。）」，

第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年市条例第32
号）の一部を次のように改正する。

第12条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第15条第1号中「第140条の66第1号」を「第140条の66第1号ロ（2）」
に改め、同条第5号中「指定包括支援センター」を「地域包括支援センター」に、「地域
ケア会議」を「法第115条の48第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」とい
う。）」に改める。

第31条第2項第1号中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改め、同項第
2号エ中「第33条第14号」を「第33条第15号」に改め、同号オ中「第33条第1
5号」を「第33条第16号」に改める。

第33条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、

同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問入浴介護計画」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問入浴介護計画（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第59条第2号に規定する介護予防訪問入浴介護計画をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、地域ケア会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

岡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「50人」を「55人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

岡山市障害者総合支援審査会の委員の定数を増員することにより、障害福祉サービスの支給決定の円滑化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者生活支援センター条例の一部を改正する条例

岡山市障害者生活支援センター条例（平成18年市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第7条を第18条とする。

第6条中「使用者」の次に「又は指定管理者」を加え、同条を第17条とする。

第5条中「使用を停止された」を「使用の許可を取り消された」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第16条とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

第4条を削る。

第3条に次の1項を加える。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

第3条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

（利用料金）

第12条 第2条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りで

ない。

2 指定管理者が管理するセンターの施設の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで、センターの使用ができなくなったとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第14条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第15条 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第12条第2項の規定により定められた額をセンターの使用料として市に納付しなければならない。

第2条中「であって、センターの使用について登録したもの」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の4条を加える。

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的外の使用の禁止等)

第9条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の禁止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって使用許可を受けたとき。

(3) 第8条各号のいずれかに該当するとき。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

第1条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理等）

第2条 センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) センターの使用の許可に関する業務

(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他センターの管理上市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定等）

第3条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、センターの事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画によるセンターの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第4条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条、第8条及び第10条に規定する市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（事業報告書の作成及び提出）

第5条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取消しをされた日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況及び使用状況

(2) センターの利用料金の収入の実績

(3) センターの管理に係る経費の収支状況

(4) その他規則で定める事項

別表中「第3条」を「第11条、第12条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

障害者生活支援センターについて、指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岡山市食品衛生法施行条例（平成12年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定，評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1，危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合にあっては別表第2」に改める。

別表中「管理運営基準」を「危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準」に改め，同表第1の部中3の項を削り，4の項を3の項とし，5の項を4の項とし，6の項を5の項とし，7の項を削る。

別表の第2の部中6の項を8の項とし，3の項から5の項までを5の項から7の項までとし，同部2の項中「作業前又は作業中適宜手指の洗浄及び消毒を行わせ，」を削り，同項を同部4の項とし，同部1の項の次に次の2項を加える。

- 2 食品取扱者に指輪等の装飾品，腕時計，ヘアピン，安全ピン等を食品取扱場所に持ち込ませないこと。
- 3 食品取扱者に作業前又は作業中適宜手指の洗浄及び消毒を十分に行わせ，使い捨て手袋を使用する場合には交換を行わせること。

別表中第8の部を削り，第7の部を第10の部とし，第6の部を削り，同表第5の部4の項中「の方法」を「及び適切な手洗いの方法，健康管理」に改め，同部を同表第9の部

とし、同表中第4の部を第8の部とし、第3の部の次に次の4部を加える。

第4 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う班の編成

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うため、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

第5 製品説明書及び製造工程一覧図

- 1 製品について、原材料等の組成、水分活性、水素イオン指数等の物理的又は化学的性質、加熱処理、凍結、加塩、くん煙等の殺菌等のための処理の方法、包装の形態、保存性、保管条件、流通方法その他製品の安全性に関して必要な事項及び想定する使用方法、消費者等を記載した説明書（以下「製品説明書」という。）を作成すること。
- 2 製品の全ての製造工程が記載された図表（以下「製造工程一覧図」という。）を作成すること。
- 3 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置と照合して適切か否かを確認し、適切でない場合は、製造工程一覧図の修正を行うこと。

第6 食品等の取扱い

- 1 次に掲げる方法により製品の製造工程における全ての潜在的な食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）を列挙し、当該危害の程度、発生する過程等を分析し、特定された危害原因物質を管理すること。
 - (1) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害原因物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性、製品の特性等を考慮して、各製造工程における危害原因物質を特定すること。
 - (2) (1)の規定により特定された危害原因物質について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害原因物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストにその結果を記載すること。
 - (3) (1)の規定により特定された危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定め

ることとし、重要管理点を定めない場合は、その理由を記載した文書を作成すること。

(4) 重要管理点を定めるに当たっては、同一の危害原因物質を管理するための重要管理点が複数存在する可能性があることに留意するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置によっては危害原因物質を十分に管理することができない場合には、当該重要管理点又はその前後の工程において適切な管理措置を講ずることができるように製品の仕様又は製造工程を見直すこと。

(5) 各重要管理点において危害原因物質を許容することができる水準まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。

(6) 管理基準は、危害原因物質が許容することができる水準であるか否かを判断するための基準であり、温度、時間、水分の含有量、水素イオン指数、水分活性、有効塩素濃度その他の測定することができる指標又は外観、食感その他の官能的指標によること。

(7) 管理基準の遵守状況を確認し、管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するため、モニタリングの方法を定め、十分な頻度で実施し、その担当者及び責任者に当該モニタリングに関する全ての記録に署名させること。

(8) モニタリングにより重要管理点における管理措置が適切に講じられていないと認められた場合に講ずべき措置（管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を、重要管理点について定め、適切に実施すること。

(9) (1) から (8) までに掲げる方法について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

2 施設、設備、人的な処理能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

3 食品の販売に当たっては、食品を直接日光にさらし、又は不適切な温度で販売することのないように衛生管理に注意すること。

4 添加物製造業にあつては、製品の見やすい位置にロット番号を記入すること。

第7 記録の作成及び保存

- 1 危害の程度等の分析，管理措置，重要管理点及び管理基準の内容（これらの決定の過程を含む。），モニタリング，改善措置及び第6の1の（9）の規定による検証の結果等について記録を作成し，製品説明書及び製造工程一覧図とともに保存すること。
- 2 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において，取り扱う食品等に係る仕入元，出荷先，販売先，製造，加工，調理等の状態その他必要な事項に関する記録を作成し，これを保存するように努めること。
- 3 1及び2の規定による保存の期間は，取り扱う食品等の流通実態，消費期限，賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

別表に次の1部を加える。

第11 情報の提供

- 1 製造し，加工し，又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害（医師により，当該症状が製造し，加工し，又は輸入した食品等に起因し，又は起因する疑いがあると診断されたものに限る。）及び法に違反する食品等に関する情報について，保健所へ速やかに報告すること。
- 2 消費者等から，製造し，加工し，又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生，異物の混入等に関する苦情であって，健康被害につながるおそれがあるものを受けた場合は，その旨を保健所へ速やかに報告すること。

別表を別表第1とし，同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いないで衛生管理を行う場合の管理運営基準

第1 食品取扱施設等における衛生管理

別表第1の第1によること。

第2 食品取扱者に係る衛生管理

別表第1の第2によること。

第3 食品衛生責任者

別表第1の第3によること。

第4 食品等の取扱い

- 1 施設，設備，人的な処理能力等に応じた食品の取扱いを行い，適切な受注管理を行

うこと。

- 2 食品等の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について確認すること。
- 3 原材料は、使用期限等に応じ適切な順序で使用すること。
- 4 製造、加工、調理等の各工程においては、食品を衛生的に取り扱うとともに、食品の特性に応じて、時間及び温度の管理に十分配慮し、必要に応じてその管理の状況を記録しておくこと。
- 5 加熱、冷却、乾燥等特に食品衛生上重点的に管理をする必要のある工程は、適正に管理すること。
- 6 製造、加工、調理等の各工程においては、食品を他の工程の食品と区別して取り扱う等設備、機械、器具又は食品取扱者を介した食品の相互汚染を防止すること。
- 7 製造、加工、調理等の全工程において、食品へ異物、不衛生な物及び原材料として使用していないアレルギー物質が混入しないように措置を講ずること。
- 8 添加物は、正確に計量し、適正に使用すること。
- 9 再使用を行う容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- 10 食品の販売に当たっては、食品を直接日光にさらし、又は不適切な温度で販売することのないように衛生管理に注意すること。
- 11 添加物製造業にあつては、製品の見やすい位置にロット番号を記入すること。

第5 記録の作成及び保存

別表第1の第7の2及び3によること。

第6 回収

別表第1の第8によること。

第7 管理運営

別表第1の第9によること。

第8 衛生検査

- 1 別表第1の第9の1に掲げる営業者は、原材料並びに製造し、又は加工した食品及び添加物について、月1回以上衛生検査を行い、その検査の記録を1年間以上保存すること。

2 1に掲げる営業者以外の営業者にあつては、適宜衛生検査を行い、食品及び添加物の衛生状態を確認すること。

第9 運搬

別表第1の第10によること。

第10 情報の提供

別表第1の第11によること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

営業施設内外の清潔保持等の食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置について、必要な基準を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の制定について

岡山市立認定こども園条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岡山市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）で使用する用語の例による。

(設置)

第3条 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定に基づき，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い，これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて，その心身の発達を助長するとともに，保護者に対する子育ての支援を行うため，本市に認定こども園を設置する。

(名称及び位置)

第4条 認定こども園の名称及び位置は，次のとおりとする。

岡山市中山認定こども園 岡山市北区一宮638番地3

岡山市御津金川認定こども園 岡山市北区御津金川476番地

岡山市太伯認定こども園 岡山市東区神崎町22番地1

岡山市灘崎認定こども園 岡山市南区片岡 1 8 8 番地

(入園の資格)

第 5 条 認定こども園に入園することのできる者は、支援法第 1 9 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもであって、日常生活に支障がないものとする。

(入園の許可)

第 6 条 認定こども園に前条の小学校就学前子どもを入園させようとするときは、その保護者は、市長の許可を受けなければならない。

(入園の許可の取消し)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定こども園の入園の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用する必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 不正又は偽りの行為によって入園していることが判明したとき。
- (3) その他管理運営上特に支障があると認めるとき。

(利用料)

第 8 条 第 6 条の規定により入園の許可を受けた者は、使用料（以下「利用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 前項の利用料の額は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年市条例第 号）に定めるところによる。
- 3 利用料は、毎月末日（1 2 月にあつては、2 5 日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 4 2 条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。
- 4 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料の減免)

第 9 条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減免することができる。

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 認定こども園の入園に係る手続その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日の前日において岡山市立幼稚園に在園する小学校就学前子ども（施行日以後に退園（引き続き他の岡山市立幼稚園又は認定こども園に入園する場合を除く。）する者を除く。）が支援法第19条第1項第1号に該当するものとして認定こども園を利用する場合に、利用料の額が月額6,300円を超えるときは、第8条の規定にかかわらず、月額6,300円とする。

(岡山市立保育所条例の一部改正)

- 4 岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表岡山市中山保育園の項、岡山市金川保育園の項、岡山市太伯保育園の項及び岡山市灘崎保育園の項を削る。

(岡山市立学校条例の一部改正)

- 5 岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。
第1条第1号の表岡山市立中山幼稚園の項、岡山市立御津幼稚園の項、岡山市立太伯幼稚園の項及び岡山市立灘崎幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市立認定こども園を設置し、及び管理について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に関し、支給認定保護者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号並びに附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ（1）に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる支給認定区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1号認定（支援法第20条第1項に規定する認定であって、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。以下同じ。） 別表第1に定める額

(2) 2号認定（支援法第20条第1項に規定する認定であつて、支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。以下同じ。）又は3号認定（支援法第20条第1項に規定する認定であつて、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。以下同じ。） 別表第2に定める額

2 支援法第28条第2項第3号に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、別表第1に定める額とする。

3 支援法第28条第2項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで並びに附則第9条第1項第2号ロ（1）及び第3号イ（1）に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、別表第2に定める額とする。

4 前3項の市が定める額の算定に当たつての年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

（利用者負担額の徴収）

第4条 市長は、支援法附則第6条第4項の規定により、特定保育所に保育費用を支払つた場合において、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から別表第2に定める額を徴収する。

（利用者負担額の通知）

第5条 市長は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条の規定により利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

（利用者負担額の減免）

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減免することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 利用者負担額の決定及び通知その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1（第3条関係）

支給認定区分：1号認定			
各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額 単位：円)
階層区分	定義		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0
B階層	A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税及び均等割のみ課税	3,000
C階層	1	所得割の額 77,100円以下	6,300
	2	所得割の額 211,200円以下	7,300
	3	所得割の額 211,201円以上	8,300

備考

- この表において、市町村民税の額のうち「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、当該所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 同一世帯において、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どものうち年齢の高い順から数えて2人目以降の子どもが、幼稚園、学校教育法（昭和22年法

律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部又は認定こども園を利用している場合、当該子どもに係る利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人目の支給認定子どもに係る利用者負担額 この表の額の2分の1

(2) 3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額 0円

3 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、B階層と認定されたときの利用者負担額は0円とし、C階層1と認定されたときの利用者負担額はこの表に掲げる当該階層の利用者負担額から1,000円を差し引いた額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子又は男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。

別表第2（第3条関係）

支給認定区分：2号認定又は3号認定								
各月初日の支給認定子どもの属する		利用者負担額(月額 単位：円)						
世帯の階層区分		保育標準時間			保育短時間			
階層区分	定義	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	
B階層	A階層を除き、前年度分の	非課税	6,300	4,700	4,700	6,300	4,700	4,700
C階層	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 均等割のみ課税	13,500	11,100	11,100	13,200	10,900	10,900
		2 所得割の額 10,800円未満	15,700	13,100	13,100	15,400	12,800	12,800
		3 所得割の額 10,800円以上 48,600円未満	17,900	15,700	15,700	17,500	15,400	15,400
		4 所得割の額 48,600円以上 65,000円未満	19,400	16,300	16,300	19,000	16,000	16,000

	5	所得割の額 65,000円以上 81,000円未満	24,700	21,600	21,600	24,200	21,200	21,200
	6	所得割の額 81,000円以上 97,000円未満	30,000	27,000	27,000	29,400	26,500	26,500
	7	所得割の額 97,000円以上 121,000円未満	31,500	28,800	28,200	30,900	28,300	27,700
	8	所得割の額 121,000円以上 145,000円未満	37,300	31,300	28,200	36,600	30,700	27,700
	9	所得割の額 145,000円以上 169,000円未満	43,100	33,800	28,200	42,300	33,200	27,700
	10	所得割の額 169,000円以上 301,000円未満	45,700	35,900	29,900	44,900	35,200	29,300
	11	所得割の額 301,000円以上 397,000円未満	48,000	37,500	31,200	47,100	36,800	30,600
	12	所得割の額 397,000円以上	55,700	37,500	31,200	54,700	36,800	30,600

備考

- この表において、「保育標準時間」とは、支援法第20条第3項に規定する保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるものをいい、「保育短時間」とは、同項の規定により、保育の

利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。

2 この表において、市町村民税の額のうち「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。ただし、当該所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

3 同一世帯において保育所、幼稚園、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、認定こども園、地域型保育事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用し、又は同法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所している小学校就学前子どもが2人以上いる場合において、それらの小学校就学前子どものうち、年齢の高い順から数えて2人目以降の小学校就学前子どもが支給認定子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2人目の支給認定子どもに係る利用者負担額 この表の額の2分の1

(2) 3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額 0円

4 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、B階層と認定されたときの利用者負担額は0円とし、C階層1からC階層3までと認定されたときの利用者負担額はこの表に掲げる当該階層の利用者負担額から1,000円を差し引いた額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子又は男子で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「障害児入所支援施設」を「障害児入所施設」に改める。

第43条第4項第1号中「特定教育・保育」を「特定地域型保育」に改める。

第48条中「第34条第5項」を「第46条第5項」に改める。

附則第2条第1項中「「支払を」とあるのは「支払を」を「「額の支払を」とあるのは「額の支払を」に改める。

附則第3条第2項中「第43条第1項」を「当分の間, 第43条第1項」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の訂正に伴い, 所要の措置を講ずるため, 本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立保育所条例の一部を改正する条例

岡山市立保育所条例（昭和39年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するため」を「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うため」に改める。

第3条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。

（入所の資格）

第3条 保育所に入所することのできる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもであって、日常生活に支障がないものとする。

（入所の許可）

第4条 保育所に前条の小学校就学前子どもを入所させようとするときは、その保護者は、市長の許可を受けなければならない。

（入所の許可の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可を取り消すことができる。

- (1) 保育の必要性がなくなったとき。
- (2) 不正又は偽りの行為によって入所していることが判明したとき。
- (3) その他管理運営上特に支障があると認めるとき。

（保育料）

第6条 第4条の規定により入所の許可を受けた者は、使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第 号）に定めるところによる。

3 保育料は、毎月末日（12月にあつては、25日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

4 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（保育料の減免）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減免することができる。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定による入所の許可に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

提案理由

児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例の制定について

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例を廃止する条例

岡山市保育所における保育の実施及び使用料徴収に関する条例（昭和62年市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、条例委任事項が廃止される等のため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市立幼稚園授業料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立幼稚園授業料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立幼稚園授業料条例の一部を改正する条例

岡山市立幼稚園授業料条例（昭和35年市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（授業料の額）

第2条 授業料の額は、岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第 号）に定めるところによる。

第3条第2項中「毎月10日（4月にあつては）」を「毎月末日（12月にあつては）」に改める。

第6条中「園児の属する世帯の所得の状況に応じ、その他」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において岡山市立幼稚園に在園する園児（施行日以後に退園（引き続き他の岡山市立幼稚園及び岡山市立認定こども園に入園する場合を除く。）する者を除く。）の授業料の額が月額6,300円を超える場合は、改正後の第2条の規定にかかわらず、月額6,300円とする。

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園の授業料について定めるため、本条例

の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市幼児教育センター条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼児教育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼児教育センター条例の一部を改正する条例

岡山市幼児教育センター条例（平成12年市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「保育に欠ける乳児又は幼児」を「保育を必要とする乳児・幼児」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市建部町温泉会館条例を廃止する条例の制定について

岡山市建部町温泉会館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建部町温泉会館条例を廃止する条例

岡山市建部町温泉会館条例（平成18年市条例第94号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部改正）
- 2 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成21年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表岡山市建部町温泉会館条例（平成18年市条例第94号）の項を削る。

提案理由

建部町温泉会館を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市鳥獣飼養登録票発行事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市鳥獣飼養登録票発行事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市鳥獣飼養登録票発行事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市鳥獣飼養登録票発行事務手数料条例（平成12年市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表浜野入口バス停自転車駐車場の項の次に次のように加える。

築港栄町東バス停自転車駐車場	岡山市南区築港栄町
----------------	-----------

別表第1の3無料自転車等駐車場の表に次のように加える。

築港元町バス停自転車駐車場	岡山市南区若葉町
---------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

築港栄町東バス停自転車駐車場及び築港元町バス停自転車駐車場を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定について

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に岡山市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 前条の用途は工場、作業場又は倉庫とし、規模は延べ面積が5,000平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

水防法の一部改正に伴い、岡山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 5 4 号 議 案

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市消防団員の定員，給与，服務等に関する条例（昭和39年市条例第54号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1項中「4，800人」を「4，660人」に改める。

附 則

この条例は，平成27年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の定員を見直し，消防団の運営管理を効率的に行うため，本条例の一部を改正
しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例(昭和27年市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会委員長の項を削る。

別表第2中 「

教育委員会委員長
教育委員会委員

」を「

教育委員会委員

」に改める。

(岡山市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 岡山市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和31年市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を削る。

第2条中「他の」を削る。

（岡山市職員定数条例の一部改正）

第4条 岡山市職員定数条例（昭和59年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第9条の場合においては、第1条の規定による改正後の岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例第1条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第2条第2項の場合においては、第2条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1及び別表第2の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第9条の場合においては、第3条の規定による改正後の岡山市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の岡山市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第2条第2項の場合においては、第4条の規定による改正後の岡山市職員定数条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の岡山市職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に
ついて

岡山市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、岡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長の職務に専念する義務の特例については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する

義務の特例について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 7 5 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「33,120円」を「36,960円」に改め、同条第2号中「33,120円」を「51,744円」に改め、同条第3号中「49,680円」を「55,440円」に改め、同条第4号中「66,240円」を「62,832円」に改め、同条第10号中「149,040円」を「184,800円」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 166,320円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第9号中「132,480円」を「147,840円」に改め、同号イ中「に該当する者を除く」を「又は次号イに該当する者を除く」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「115,920円」を「129,360円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「99,360円」を「110,880円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ

又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「82,800円」を「92,400円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ,第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「79,488円」を「85,008円」に改め、同号イ中「第7号イ,第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ,第9号イ,第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 73,920円

第8条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号ロ」を「,第6号ロ,第7号ロ,第8号ロ又は第9号ロ」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第39条第1項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第15条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は、平成27年度分の介護保険料から適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年度分から平成29年度分までの介護保険料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 7 6 号 議 案

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 2 月 1 6 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和27年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表消防緊急業務手当の項の次に次のように加える。

潜水業務手当	潜水器具を着用して、潜水訓練又は潜水作業に従事した消防職員	1回 410円
--------	-------------------------------	---------

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

消防職員に対する潜水業務手当を新設するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 9 4 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 3 月 1 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第9条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第12条の6中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第12条の15中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第12条の20中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第16条第1項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改め、同条第3項中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項中「510,000円」を「520,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。